

トレーニング

テキスト・カリキュラムに完全連動！ 各学習段階での理解を促進！

「トレーニング」はテキスト・カリキュラムに完全連動したアウトプット教材です。いきなり該当箇所の過去問を解いても、すべての範囲を学習しないと解けない問題もあります。このトレーニングは一問一答形式・記述式で各回の講義で学習した範囲で問題演習ができるので、各学習段階において理解度を確認し、無理なく知識を積み上げていくことができます。また、各回講義の重要な箇所を表などにまとめて掲載している「ポイントチェック」で知識の整理ができ、本試験形式の「ステップアップ問題」でさらに理解を深めることができます。基本テキストと合わせて活用することで、効果的に学習することができる復習用ツールです。



□□□ 1. 外国人は、法令又は条約に禁止又は制限されている場合を除き、日本国内において権利能力が認められる。

□□□ 2. 意思能力のない者（意思することができない）

1. ○ 外国人は、法令又は条約の規定により禁止されている場合を除き、私権（権利能力）を享有する（民第3Ⅱ）。すなわち、原則として、外国人にも日本人と同等の権利能力が認められる（平等主義）。

2. × 意思無能力者のした行為は無効であり（大明令第11）、取り消すことができる行為ではない。意思無能力は、自己の行為の結果を判断する能力を欠いているので、そのような者の意思表示によって、その自由を喪失すべきでなく、また、その者がから意思表示を受けた相手方も拘束すべきではないからである。

第1回講義 ポイントチェック			
チェック項目	解 答	該当ページ	
1 民法の基本原則（3つ）	① 所有絶対性の原則 ② 私的自治の原則 ③ 過失責任の原則	P13	
2 権利能力の主体	① 自然人 ② 法人	P17	
3 権利能力の始期	私権の享有（権利能力）は、出生に始まる（民第3Ⅰ）。したがって、自然人は出生と同時に権利能力を取得する。	P17	
4 胎児に権利能力が認められる場合（3つ）	① 不当行為に基づく損害賠償請求権（民第72Ⅱ） ② 相続（民第922） ③ 遺贈（民第924）	P18	

ステップアップ問題（過去問【平成41】）

虚偽表示によって権利客として取得されたものから第三者に権利が移転した場合、第三者が善意であった場合において、民法第94条第2項によって保護される者の範囲の場合にのみ保護する」の趣旨から、この見解に拘束する裁判1から5までのうちどれか。ア この見解によれば、転得者が前主を追及することができることとなつて性がある。

この見解によれば、善意の転得者イがこの見解に拘束される。

絶対的構成 (大判昭和10.2.6)	相対的構成
内 譲渡の第三者であることが絶対的・確定的に権利を取得する。転得者Dは虚偽表示に善意で有償に権利を取得する。	処分行為の効力は第三者ごとに相対的・個別的に判断する。転得者Dは虚偽表示に善意で有償に権利を取得しない。
問 善意者が確定的に権利を取得し、虚偽表示について善意の第三者	

一問一答形式で理解度を確認

問題は一問一答形式で掲載されています。解答・解説ページには該当する基本テキストのページが書かれているので該当ページを探すことなく、すぐに確認・復習することができます。不動産登記法・商業登記法では記述式に対応した基本問題を掲載し、早い時期から対策を行うことができます。

ポイントチェックで知識の確認

各回の講義で覚えておかなければならない知識をポイントチェックでまとめてあります。知識を効率良く身につけることができます。

ステップアップ問題で推論問題対策

推論問題で問われそうな知識を含む講義回にはステップアップ問題を掲載。本試験レベルの問題を通して、知識をさらにステップアップさせます。